

会議録（2024年度 第2回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日時 2024年9月2日（月） 午後1時30分～午後4時40分
- 2 場所 愛知県本庁舎6階 正庁
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、小川委員、加藤委員、北野委員、木全委員、
小谷委員、平松委員、藤森委員
（県農林基盤局） 農地整備課長、森林保全課担当課長、
農林総務課農林技術管理室長
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第1回委員会 会議録の確認について
 - ②第1回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③第3回委員会審議対象事業の抽出
 - ④対象事業の審議について

【再評価】農業農村整備事業	5事業
【事後評価】農業農村整備事業	1事業
治山事業	2事業
 - （3）閉会

1 第1回委員会 会議録について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第1回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済)

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 第3回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第3回の対象事業は、「再評価」が河川事業、道路事業、交通安全対策事業の計12事業、「事後評価」が交通安全対策事業の2事業、合計14事業である。この14事業から、審議対象とする8事業を抽出した。

まず、「再評価」の抽出についてである。

抽出にあたっては、「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従い、進捗状況と事業内容を考慮して、「事業費や事業期間の大幅な増加の有無や、事業の見込みの判定結果」に着目した他、再評価当該基準を考慮して、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、「過去の審議状況」の3点に着目した。

なお、2点目の「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」について該当がなく、また3点目の「過去の審議状況」についても未審議のものはなかった。

河川事業については、10事業ある。

進捗状況と事業内容の考慮の観点からは、事業実施時点もしくは前回評価時点からの進捗率が低い6番の「境川水系」、7番の「猿渡川水系」、8番の「高浜川水系」、9番の「梅田川水系」、費用便益比(B/C)が1.0に近い10番の「汐川水系」を抽出した。

「過去の審議状況」の観点から、未審議である3番の「山王川水系」を抽出した。なお、先ほど抽出した9番と10番も未審議となる。

道路事業及び交通安全対策事業については、2事業あり、事業費が大幅に増えているため、11番の「国道247号 西知多道路」を抽出する。

次に、「事後評価」の抽出についてである。

抽出にあたっては、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目した。

交通安全対策事業2事業は「過去に審議がされていない事業」に該当する。このうち2番の「岡崎足助線（九久平町工区）」について、事業費の大幅な増加が見られることから抽出した。

なお、各事業及び再評価、事後評価のバランスも確認し、以上を総括すると、再評価から3番・6番・7番・8番・9番・10番・11番の7事業、事後評価から2番の1事業の合計8件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議について

(1) 農業農村整備事業

① 費用対効果の算出方法

農地整備課から説明。

[委員] 災害防止効果は必ずしも貨幣価値化できるものではないのではないか。

[県] 洪水時などに発生し得る被害額を算出し、災害防止効果として貨幣価値化する。

[委員] すべての効果を貨幣価値に換算し、B/Cを計算、評価するということか。

[県] 費用対効果分析上はB/Cで評価している。

【再評価】

② 農業農村整備事業（水質保全対策事業）：新光堂川用水地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 営農経費節減効果、維持管理費節減効果がマイナスとなる理由は。

[県] 施設がない状態では管理労力はわずかであるが、施設があることによって労力が増加するため効果としてはマイナスとなる。

[委員] 受益面積が 14.4ha 減とのことだが理由は。

[県] 一宮ジャンクションの南に一宮稲沢北インターチェンジが開設されたことにより、周辺農地が主に物流倉庫として開発されたもの。

[委員] 転用規模はかなり大きく、当地区への影響も非常に大きいため、評価調書に記載すべき。

[委員] 作物生産効果、水源かん養効果が増えている理由は。

[県] 基準年度を変更し、金額を現在の価値に換算したことによるものが大きい。

[委員] 水源かん養効果という表現は、「森林などが水を蓄える」というイメージである。当地区では地下水のかん養ということであろうと思うので、わかるように記載してほしい。

[県] 記載方法を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

③ 農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）：和地太田地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 営農に係る走行経費節減効果と景観・環境保全効果を事前評価時には計上しなかったのはなぜか。

[県] 事前評価時も計上を見込めたものの、B/C が 1 を超えたため、計上しなかった。今回、効果が 1 未満となるため計上した。

[委員] 今回追加した 2 つの効果を実計しない場合、費用対効果分析はどうなるか。

[県] 0.85 となる。

[委員] 事前評価時から計上を見込めた効果であれば、事前評価時に計上していた場合のB/Cを示すべきである。

[委員] 再評価時の作物生産効果7.1に対して、営農に係る走行経費節減効果が10.1は大きすぎるのではないか。

[県] 営農に係る走行経費節減効果は人力で運搬する経費がトラック運搬に代わるため、大きくなる。

[委員] 土の入れ替えが必要なことは、事前評価時の2017年度にはわかっていなかったのか。

[県] 現況の耕作土は耕作放棄されていた経緯から雑木等の根が混入しており、耕作に適さない。したがって、当初計画から入れ替える計画としている。

[委員] 国産農産物安定供給効果は事前評価時に2.9だったが、今回2.6に下がっている。各効果をどのように算出しているか説明して欲しい。

良質な耕作土を搬入したことで、高品質の作物が収穫されなければ意味がない。そういった部分は反映されるのか。

今回はB/Cが1に近いので、耕作土を搬入し、事業費が増加してまで整備する必要があるかを審査する必要がある。

[県] 効果算定では田原市の平均単価で作物生産効果を算出するため、特に良質な耕作土を搬入した結果が反映されることはない。

[結論] 次回委員会で再説明を求めることとし、審議を終了する。

【再評価】

④ 農業農村整備事業（農地環境整備事業）：下山地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 本事業で担い手や定住者が増えるものなのか。

[県] 増える見込みがあるわけではない。本事業は中山間地域の担い手が、将来にわたって営農が継続できるように、農地を保全することが目的である。

[委員] 中山間地域の農地を保全する目的を分かり易く記載すると、事業の必要性がはっきりするように思う。

[委員] 「貨幣価値化可能な効果」は、評価期間中に担い手が営農し続けることが前提である。事業を実施しないと、中山間地域の状況がさらにひどくなることを示すべきではないか。

[委員] 記載内容に危機感がない。もっと危機感や期待感が伝わるように記載すべきだ。

[県] 記載方法を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

⑤ 農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：鵜戸川北部地区の審議 農地整備課から説明。

[委員] 2013 年度調査で、通水能力が7割程度になるとどういった支障があるのか。

[県] 下流へ水が流れなくなり、上流で湛水被害が発生するおそれがある。

[委員] 災害防止効果（農業）496 億円に対し、作物生産効果 36 億円となっているが、このようなバランスでいいのか。作物生産額はいくらなのか。

[県] 愛知県全体の米の作物生産額は、2 万 6 千 ha で 233 億円であることから、この地区の受益割で算出すると、1 年で 4 億円程度の産出額になる。

なお、効果算定は、事業を実施した場合としなかった場合の差で求めているので作物生産効果額 36 億円が、農業産出額というわけではない。また、災害防止効果（農業）には、農業関係の資産の被害が含まれるため高くなっている。

[委員] 評価調書の災害防止効果（農業）は、農作物以外の農業関係の資産を含むことを記載した方が、災害防止効果が高くなるということが理解しやすくなる。

[県] そのとおり修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

⑥ 農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：飛島北部地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 長期化の理由は、事業実施前からわかっていたことではないか。事業を開始してから判明したことが書いてあると理解しやすい。

[県] ある程度の想定はしているが、近隣住民に改めてヒアリングすると、細かい要望が出てくる。事業開始してからわかったことについて理由を追記する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【事後評価】

⑦ 農業農村整備事業（緊急農地防災事業）：本町舟入の審議

農地整備課から説明。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

（２）治山事業

【事後評価】

① 治山事業（豊田市羽布町地区）

森林保全課から説明。

[委員] 森林整備が実施できなくなった箇所について、流木が発生する恐れがあるため、対策をおこなったのか。

[県] 流木捕捉式ダムの上流部もある程度は森林整備を行っている。

[委員] 羽布ダムで流木が止められるので流木に起因する災害は発生しないのでは。

- [県] 東海豪雨では矢作ダムに流木が入り、支障になった。
ダムには洪水時に安全に水を流下させる機能があるが、これに流木が挟まって機能を損なう恐れがある。
- [委員] ダム周辺は崩れやすそうに思ったことがある。三河湖は観光地であるが、周辺の森林は管理されていない印象を受ける。事業により周辺の環境は改善されたといえるか。
- [県] 予定より森林整備面積は小さくなったが、改善されたと考えている。今後とも森と緑づくり事業で間伐など森林整備を進めていく。
- [委員] 具体的にどれくらい何がかわったか数字で示せるとわかりやすい。改善の具体的・量的な指標があるとよい。
- [県] 治山事業では定量的な成果を示すことが難しい。例えば事業後に災害が起こらなかったとしても5年間という短期間では評価できない。また、森林整備等により水源涵養機能が高まったという論文はあるが、本地区で実際に測ろうとすると設備が必要になり非常にコストがかかる。
- [委員] 大事な事業でありアピールしていきたいが、コストをかけるわけにもいかないと思う。流木について、羽布ダムを守るために必要ということをつけくわえてはどうか。羽布ダムは周辺の農地を守るために重要な施設である。森林を守ると同時に重要な施設を守るということを示しては。
- [結論] 特に修正はない。承諾する。

② 治山事業（北設楽郡豊根村富山地区）

森林保全課から説明。

- [委員] 事業期間が延長になった理由が「岩盤が多く作業が難航した」とあるが、岩盤があると支持地盤がありダムは作りやすいのではないか。
- [県] 作業車道を開設し、その奥にダムを設置する計画だったが、岩盤が高く出て掘削に時間がかかり、ダムの施工位置までたどり着くのに時間がかかった。ほかにも理由があるかもしれない。
- [委員] 調書にその旨書いてあると理解しやすい。

[県] 理由を精査して修正する。

[委員] 当初計画より1億円増加したのに保全面積が小さくなったのは効率が悪くなったように見える。面積は小さくなったが効果は十分に発揮できていると考えていいか。

[県] 当初のB/Cは14くらいあったので森林整備面積が減っても、効果は十分出ている。

[委員] 森林整備を実施しなかった箇所への同意が取れなかった理由は何か。

[県] 不同意の理由まで確認していないが、伐採により資産価値が減ると考える地主や、不在地主が多い等が考えられる。

[委員] 本数調整伐を実施する理由は十分ある。納得してもらえよう、啓発していくことが大切では。

[県] 頑張っていきたい。

[委員] 天竜川は静岡県に流れるので、愛知県にあまり益はないのでは。

[県] 一部豊川に導水しているので愛知県にも益はある。

[結論] 特に問題ない。承諾する。